

苫小牧市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年4月1日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ケアプランデータ連携システム（令和5年度から公益社団法人国民健康保険中央会が運用する居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムをいう。以下「システム」という。）の利用に当たり必要なライセンス料を補助し、もってシステムの利用を促進し、市内の介護サービス事業所における文書作成、情報連携その他の事務に要する労力、経費等の負担削減を推進することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内の介護サービス事業所のうち、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所又はケアプランデータ連携標準仕様において連携対象となるもの（以下「市内対象事業所」という。）を運営する団体であって、次条に規定する事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、運営する市内対象事業所において令和7年度中にシステムを活用し、データ連携を行おうとする事業（当該事業所について令和7年度を有効期間に含むライセンスが発行されているが、関係事業所でシステムが利用されていない等の理由から、連携を行えていない場合を含む）とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、補助対象団体が運営する市内対象事業所において令和7年度中にシステムを利用するために要したライセンス料とする。

(補助金額)

第6条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その金額は、ライセンス1件につき21,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象経費の支出を終えた後に、苫小牧市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及びこれに添付すべき書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、苫小牧市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項に規定する交付決定をしたときは、当該交付決定をした日から起算して30日以内に、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象団体において次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 当該ライセンスの有効期限の満了する日までの間に、当該事業所が休止又は廃止になったとき。
- (3) その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、苫小牧市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。